

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)のお知らせ



個人番号カードの呼称が、**マイナンバーカード**になりました。

マイナちゃん



マイナンバーカード
(個人番号カード)

◎マイナンバーカード臨時窓口の場所が変わります

3月27日(日)から、臨時窓口は市役所602会議室になります。なお、通知カード交付のための休日窓口を3月27日(日)に開設します。

◎マイナンバー制度についての問い合わせは

総務省のマイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178をご利用ください。

昭島市マイナンバーコールセンター☎042-519-2210は、3月31日(木)に終了します。

◎マイナンバーカードの交付申請をする方へ

マイナンバーカードの交付申請が集中しているた

め、交付するまでに数か月かかる見込みです。ご了承のうえ、申請してください。

住所や氏名などに変更があった場合は、通知カードに付いている「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」は、使用できません。

マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/> からダウンロードした別様式の「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(手書用)」、または、市役所市民係・東部出張所で配布する交付申請書を使用してください。

◎マイナンバーカードの交付申請をした方は

交付を受ける前に転入(市外からの引っ越し)や転出(市外への引っ越し)をした方の交付申請は、無効となります。

再申請を希望する方には、住所変更の手続きの際に交付申請書をお渡しします。

☆詳しくは、市民係へ。

市民課(本庁)臨時窓口 3月27日(日)・4月3日(日)に開設

次のとおり臨時窓口を開設します。運転免許証や健康保険証などの本人確認ができる書類、印鑑、住民基本台帳カード(持っている方のみ)、転出証明書(転入の場合)をお持ちください。

- ◇時間 午前9時～午後5時
- ◇場所 市役所市民課
- ◇受け付け内容
 - * 転入、転出(市外への引っ越し)、転居(市内での引っ越し)の届け出
 - * 住民票、戸籍全部事項証明書

などの発行

- * 印鑑登録
- * 印鑑登録証明書の発行
- ◇注意事項
 - * 転入・転居は、新しい住所に住み始めてからでないことと手続きできません。
 - * 転入・転居の手続きをする場合、マイナンバー通知カードを既に受け取っている方は、新住所を追記しますので、お持ちください。
 - * 戸籍の届け出と同時の転入や、海外からの転入など、他

4月1日から住居表示を実施

立川基地跡地昭島地区の住居表示が実施されます。

- ◇町名 もくせいの杜
- ◇町の区域(下の図のとおり)
 - * もくせいの杜一丁目
 - * もくせいの杜二丁目
 - * もくせいの杜三丁目
- ◇郵便番号 196-0035

◎実施に伴う変更

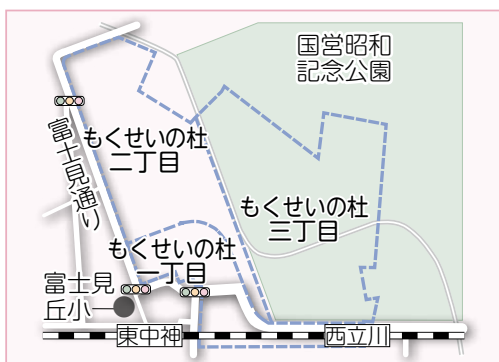
区域内にある事業所などは

住所が変わります。

変更の手續きについては、2月下旬に対象の事業所などに配布した「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。

住居表示の実施区域など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☆詳しくは、市民係へ。



の市区町村への確認が必要な場合は、証明書の発行や印鑑登録が翌日以降になります。

* 他の市区町村で住民基本台帳カードによる転出手続きを、前日または当日にした方は、転入の手続きができません。

☆詳しくは、市民係へ。

